

## 別紙

### 1 命令等の題名

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則案

### 2 根拠となる法令の条項

警備業法（昭和47年法律第117号）第18条

### 3 改正の概要

#### (1) 配置基準（別添「雑踏警備業務における検定合格警備員の配置基準案」参照）

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条を改正し、警備業者が雑踏警備業務を行うときに、以下のとおり検定合格警備員を配置しなければならないこととする。

ア 雑踏警備業務を行う場所ごと（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごと）に、一級又は二級検定合格警備員を一人以上

イ アに加え、雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合に限り。）ごとに、一級検定合格警備員を一人

#### (2) 施行期日

施行期日は、各警備業者が検定合格警備員を確保するための期間を勘案し、以下のとおりとすることとする。

ア 3の(1)アの配置基準

平成21年6月1日

イ 3の(1)イの配置基準

平成22年6月1日

別添

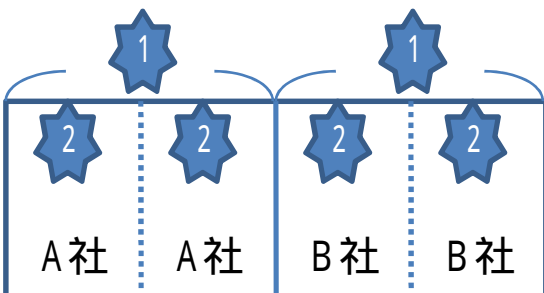
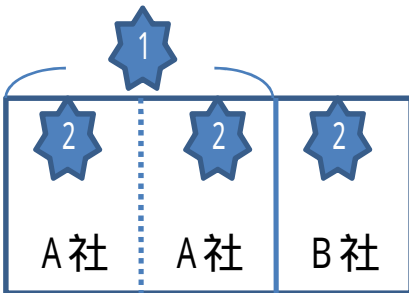
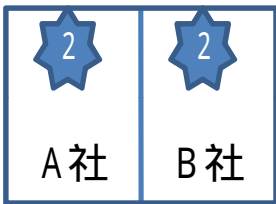
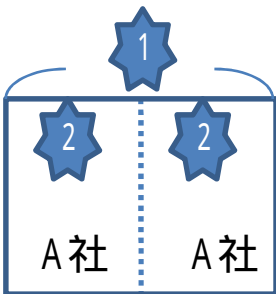
## 雑踏警備業務における検定合格警備員の配置基準案




考え方

各区域に、区域内の警備員を指導する者として、2級(又は1級)検定合格警備員を1人以上配置する。

一の業者が複数の区域を担当する場合には、複数の区域全体を統括管理する者として、1級検定合格警備員を1人配置する。



 = 1級検定合格警備員

 = 2級(又は1級)検定合格警備員